

京都市告示第669号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月15日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
久世29号線	南区久世築山町203番地の2地先内	旧	メートル 30.40	メートル 3.90 ~ 4.20
		新	30.40	6.00 ~ 9.00
久世30号線	南区久世築山町171番地の3地先から 同町214番地の3地先まで	旧	145.60	2.95 ~ 16.00
		新	115.20	5.10 ~ 5.19

(建設局土木管理部道路明示課)